

平成20年12月1日

株主および登録株式質権者 各位

北九州市小倉北区船場町1番1号
株式会社 井筒屋
代表取締役 江本幸二

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

当社は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、当社が発行する普通株式について機構が振替株式として取り扱うことに同意いたしました。

つきましては、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）附則第8条第1項の定めに基づき下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

決済合理化法の施行に際し、同法附則第8条第1項第1号に定める通知対象株主等（機構をご利用されていない株式に係る株主および登録株式質権者）のために、当社が口座（特別口座）の開設の申出をし、特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社

2. 特別口座に関する機構への通知

当社は、決済合理化法の施行日における通知対象株主等について、同法の施行日以後遅滞なく、その氏名または名称、ご所有の当社普通株式の株式数等、同法附則第8条第5項に定める事項を機構に対し通知いたします。

以上

注) 特別口座とは、株券電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。